

羽曳野市地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者就労施設等
に準ずる者の認定に係る意見聴取について

前回の羽曳野市障害者施策推進審議会において、羽曳野市地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者就労施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領（以下「要領」という。）について、ご意見等をいただき、平成 29 年 5 月 25 日付で要領を制定しました。つきましては、下記共同受注窓口から要領に基づく申請が出されたため、地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会での意見を求めるものです。

記

1. 申請者

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

2. 参考資料

申請者に係る申請書、定款、パンフレット及び実績例

以上